

<仮訳>

日・EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル  
日・EU 首脳への共同提言  
2004年6月20、21日  
於：東京

日・EU 関係への新たな息吹の吹き込みと新たな分野への取り組み

### パート 1：提言の概要

日・EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル(BDRT)は、2004年6月20日ー21日に東京で年次会議を開催した。出席者は 中川経済産業大臣、田端総務副大臣、 逢沢外務副大臣、ラミー委員、リーカネン委員、議長はエティエンヌ・ダヴィニョン氏および小林陽太郎氏であった。

BDRT は、日・EU 間で良好な貿易・投資関係が維持されていることに満足している。先に実施されたサミットで日・EU 両首脳が強調したとおり、日本と EU は海外直接投資の重要なパートナーであり、相互に投資を拡大していくことは日本・EU の経済発展の鍵である。

BDRT は、2004年5月1日に実施された EU 拡大を歓迎する。これは欧州にとって非常に重大な出来事であると同時に、日・EU にとって重要な貿易と投資の機会をもたらすものである。

しかし、日・EU 経済関係は未だ持てる潜在力を十分に発揮できていないとはいえず、特に外国投資の分野では殊更である。2004年は昨年の提言に多くの項目が追加されている。過去には積極的な対応も見られたが、BDRT は日・EU 両政府がより有益に提言を実行に移すことを要請するものである。

BDRT は、世界経済の状況に関して全体討議を行い、さらに、中国と東アジアにおける最近の動向についても時間をかけて議論した。

BDRT 参加者は、中国経済の急速な成長は、それ自体が重要な市場となることを意味するだけでなく、同国が今後克服しなければならない課題を抱えているにも拘らず、世界経済の決定的要素になるものであると強調した。

日・EUがそれぞれ中国と協力することにより、同国の持続可能な発展が実現できるであろう。しかしながら、中でも、中国との近未来的な関係において最も重要な点は、中国が確約した WTO ルールの遵守であると考ええる。

BDRT 参加者は、東アジアに関しては、研究者、政治家、市民を通じて歴史上初めて共同体を作り上げることの重要さが意識され始めてきたとの認識に立った。この意味において、50 年間にわたる EU の歴史から学ぶ経験及び教訓は極めて価値あるもので、アジア共同体創設の見地から学ぶべきものは多い。

BDRT は当局がこうした新たな動きを考慮することを要望する。

## 1. 主要項目

### (1) 貿易と投資 – 海外直接投資に関する共同声明の提唱

BDRT は、2003 年の提言の中で、日・EU 当局が海外直接投資促進協定について交渉し、海外直接投資のさらなる促進に向けた双方の取り組みについて枠組みを定めることを提案した。この枠組みは、以下の 4 分野に重点を置く。

- a) 投資に対する税制面での障壁の排除：親子会社間での配当支払いや関連会社間でのロイヤリティー支払いに際しての源泉税等
- b) 人材の円滑な移動を通しての事業開発の促進
- c) 税制の影響を受けずに国境を越えた会社の組織変更が可能となる施策
- d) 規制改革の促進

昨年の BDRT 以来数多くの活動が実施されてきたが、上に述べた重要な項目について目立った成果は見られていない。そこで BDRT は、日・EU 間の直接投資の促進について、2003 年に提出された提言の多くを繰り返して述べることにした。

我々は、正式な海外直接投資協定の締結には、多くの政治的・実務的な困難が伴うことを理解しており、本年は第一段階として日・EU 両首脳が相互直接投資を促進する政策づくりのため、枠組みの指針を打ち出すことや、全般的な指導に注力するよう要請する。共同宣言には、昨年の BDRT で提言された政策決定の優先順位を明確に規定するべきである。

BDRT は、昨年中に見られた進捗に注目している。しかし、日・EU 間の相互直接投資を拡大するにあたって多くの構造的障壁を取り除くため、全ての提言の実施をさらに促進していくことが重要であると考える。

## (2) 会計および税制

BDRT は国際的な比較可能性と透明性の発展のために、できるだけ早期に共通の国際会計基準を適用することの重要性を強調する。この基準は EU において、少数の例外を除き、2005 年に導入される。

BDRT は、日本政府と EU は、現在、タイミングの問題と基準の品質を考慮しながら、この課題について協議をしていることを認識している。

産業界の立場から、BDRT は EU と日本との間の相互投資促進のため、できるだけ早期に資本市場ルールにおける阻害要因を取り除く努力をするよう、EU と日本政府に要望する。

BDRT は、EU と日本の当局に対し、会計・監査・開示の国際基準の収斂を達成するためにあらゆる必要な措置を講じるよう要望する。

米国および日本の両政府は 2003 年 11 月に両国間の租税条約を改定することで合意に至った。改定の要旨は、一定の源泉税に関する軽減や免除である。われわれはこの改定を歓迎し、単一市場の便益を最大限に享受するため、同様のことが日本政府と EU の関係においても再現されることを切望する。

## (3) ICT – 情報通信技術

BDRT は、日・EU 両当局がブロードバンドインフラ環境の整備に取り組んだことに満足している。2004 年の提言では、全社会におけるブロードバンドの活用とともに、サイバー・セキュリティー、知的財産の保護、ボイスオーバー IP (VOIP) サービスの発展など、新しいが古くから存在する問題にも着目する。

欧州では、固定ネットワークにおけるブロードバンドの普及率が向上したが、日本の普及率には及ばない。日・EU 両当局は、ブロードバンドの普及という目標を達成するための活動を促進し、ブロードバンドの利用率の目標数値を絶えず高めるべきだと考える。

BDRT は、日・EU 両当局がブロードバンドネットワークとそのアプリケーションの利用を効率的にし、かつ増加させることを目的として、ICT 環境の更なる発展を促進することが必要であると考え。欧州および日本

は高齢化社会の問題に直面しており、将来的に生産性を高めていかなければならない。ブロードバンドネットワーク、およびその応用技術を中心とした ICT を大規模に活用していかなければ、生産性を向上させることは不可能である。

日・EU 両当局は、安全なネットワーク環境整備のために協力するべきである。サイバーテロリズムに立ち向かうにはグローバルな協力が不可欠である。日・EU 両当局は、通信の自由に関する法律を尊重する一方、技術的側面からだけでなく制度的な面からも協力して調査を実施するべきである。VOIP に関しては、IP ベースのサービスは地理的に制約を受けないが、政策的及び制度的に様々な問題を引き起こすことから、日・EU 政府は協力しながら、それらを有効に解決していく必要がある。

#### (4) WTO

BDRT は、2003 年 5 月の BDRT 本会合において採択した提言に引き続き、2003 年 12 月、WTO ドーハ・ラウンドの早期再開を求める共同宣言を提出した。

BDRT は、WTO 加盟国が最近数ヶ月の間に、交渉の枠組において基本合意に達する可能性が出てきたことを控え、2004 年 7 月までに更なる交渉を行うという政治的意思を新たにすることを歓迎する。2004 年 7 月にジュネーブで開催される WTO 一般理事会は、恐らく当初スケジュールに沿って新たな交渉を開始できる最後の機会となる。

この交渉は、カンクンで得られた教訓に則り、またそれ以後の作業と進展の上に構築される必要がある。

日本および EU は、交渉の核となる部分においては柔軟性が必要であることを示し、この交渉を成功させ、有意義なものとするよう強い政治的意思を示すべきである。BDRT は、他の全ての WTO 加盟国が同様に積極的に開かれた態度をとり、交渉を成功させることを希望する。

#### (5) 新たな取組み分野

BDRT は、「ライフサイエンスとバイオテクノロジー」「持続可能な発展」という新たな 2 つのワーキングパーティ (WP) が発足し、提言を提出したことを報告できることを喜ばしく思う。これらの提言は、日・EU 間の経済関係の発展に多いに寄与するであろう。

## A. ライフサイエンスとバイオテクノロジー

バイオテクノロジーは、保健医療、産業、環境、農業分野で多いに貢献する主要な技術である。BDRT に先立ち、2003 年 12 月に東京でワークショップが開催され、日・EU 両当局から多くの参加者を得た。

BDRT は、日・EU 当局の強力なイニシアチブを通じ、2002 年に EU、および日本が発表した「戦略ガイドライン行動計画」を早急に実施することを提言する。ライフサイエンスとバイオテクノロジーの発展にスピードを合わせ、社会の変化に適応していくため、この行動計画を継続的にフォローアップし、修正していくことが重要である。

BDRT は、問題について話し合い、結果として作成された行動計画を実施するため、EU と日本の官・民代表の四者間で定期的に対話を持つことを提言する。

保健医療、産業・環境分野、および植物向けのライフサイエンスおよびバイオテクノロジー分野の提言は早期の解決が望まれる。特に、EU および日本における遺伝子組み換え技術を含むバイオテクノロジーについては、国民の支持が関連産業の振興に欠かせない。BDRT は、四者が協調して行動することを奨励する。

## B. 持続可能な発展

BCRT は、持続可能な発展と企業の社会的責任は、総てのステーク・ホルダーと真の「ウィン・ウィン」の関係のなかで、経済面、社会面並びに環境面での目標を正しくバランスさせることを狙いとしていると考えている。BDRT では、(1) 追加的な規制よりも産業界および個人の双方における自主的な行動の重要性を強調するとともに(2) 当局が新たな規制を検討する場合には、産業界に事前に打診するよう要望する。

代替エネルギーの技術開発も含めて、持続可能な発展の分野における共同研究プロジェクトについては、当局の支援をお願いしたい。現在の京都議定書およびポスト京都議定書の履行に関しては、特に注目し、産業界の競争力を確保することが必要である。特に、米国やロシアのような諸国が同議定書を批准しない場合はなお更である。

最後に、持続可能な発展についての教育、および開発途上国に対する援助に対しては当局からの更なる関心が必要である。

## (6) EU の拡大

BDRT は EU の拡大を歓迎する。これにより、EU では相当な額の新たな貿易と投資、経済的な機会が生まれ、日本を含む貿易相手国にも利益をもたらすことになる。

この機会を生かすため、移行期間中にも経済活動に影響を与える規制に関する透明性を確保すべきである。

また、BDRT が計画する ICT、ライフサイエンスとバイオテクノロジー、持続可能な開発など新たな経済界の連携が必要な分野の全ての催しに EU の新加盟国から産業人を招待すべきである。

EU の拡大が、日本を含めて EU 外からの貿易と投資を妨げることがないよう、EU 当局は、WTO ルールに従って、なおかつ非 EU 諸国とも緊密な連携をとりながら状況を監視すべきである。

## 2. BDRT の 2003 年提言の取り組みに対する評価

BDRT は、日・EU 双方の当局から「プロGRESS・レポート」を受領後、全ての関係者が現状について再認識できるよう、過去の BDRT の提言を評価することが重要であると考えます。

当局による提言の実行は確実に進んでいるものの、十分なスピードに達しているとはいえない。BDRT は、両当局がこうした課題に対してなお一層集中的に努力するよう要望する。

十分な進展が見られた提言は下記のとおりである。

### 貿易・投資

- ・ 関連会社間での利子およびロイヤリティーの支払いへの源泉課税免除を目的とした指令の採択 (1-E-1)
- ・ EU 加盟国以外の国民が EU 域内を移動する際に基礎年金の合計期間を延長するための政治的合意 (1-E-2)
- ・ 関税分類の合理的な確定 (1-E-4)
- ・ 経済成長の促進 (1-J-1)

- ・ 地方自治体レベルでの経済活動の支持 (1-J-2)
- ・ 外国人弁護士が日本人弁護士と提携し、アソシエイトとして日本人弁護士を雇用するための法律の制定 (1-J-4)

#### 会計・税制

- ・ 連結付加税 2%を撤廃し、連結納税制度を導入すること (2-J-2)

#### 情報通信技術(ICT)

- ・ 電気通信と放送を連携させた新たなビジネスモデルを構築すること (3-EJ-1)
- ・ ブロードバンドへの投資を活性化させる競争的な環境を整備すること (3-EJ-4)

### 3. 日欧産業協力センター

このような中、日欧産業協力センターには日・EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブルへのサポート、新たな課題を解決するための活動を引き続き期待する。

## パート II

### 世界貿易機関 ( WTO ) に対する共同宣言

日-EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブルの年次会議において、日-EU のビジネス界のリーダーは以下のメッセージを採択した。

1. われわれは、2004 年 5 月 1 日の EU 拡大によって、WTO に対する欧州連合のコミットメントおよび義務が 10 の新加盟国に拡大適用され、欧州連合の発言が今や 25 の加盟国を代表するものとなっていることを歓迎する。この拡大は、欧州にとって、欧州及び日本を含む欧州の貿易相手国に経済および貿易上の重要な好機をもたらすという偉大な意義を有する出来事である。

2. 現在の貿易交渉は、多国間貿易システムに関わる全ての利害関係者にとって、経済の成長、安定、および将来の発展上、引き続き極めて重要なものである。我々は、これらの目的を達成するに当たってこの多国間貿易システムに代わるものではなく、またドーハ開発アジェンダ ( DDA ) での建設的な結果がこのシステムの信頼向上に役立つことを確信する。

3. 2003 年 5 月、ブリュッセルでの前回の年次会合で言明したとおり、野心的なラウンドを成功裡にまとめることは、グローバルな効率性向上と、国際的な経済統合の促進を助け、またグローバル経済の持続可能な発展、高度情報社会の実現、及び新しい技術革新に向けた挑戦に、有意義な答えを導き出すのに役立つものと確信し続けるものである。

4. 我々は、昨年 9 月にカンクンで開催された閣僚会合で、WTO の新ドーハ・ラウンドの交渉を促進させることについて合意が得られなかったことに対し深い懸念を表明し、2003 年 12 月 18 日に、EU 委員会及び日本政府に対し、すべての加盟国に出来る限り早く、すべての加盟国が納得できる結果を得られるような柔軟性を示すようメッセージを送った。我々は、WTO 加盟国が最近数ヶ月の間に、交渉の枠組において基本合意に達する可能性が出てきたことを控え、2004 年 7 月までにさらなる交渉を行うという政治的な意志を新たにすることを歓迎する。この合意は、カンクンで得られた教訓に則り、またそれ以後の進展の上に構築される必要がある。ドーハ・ラウンドの成功を確実なものにするには、今や、政治的な意思を具体的かつ決定的な行動にさらに転化していかなければならない。

5. 農業、非農産品市場アクセス、サービス、ルール、途上国問題など、DDA の根幹問題における進展が、交渉を進めるカギである。我々は、農業交渉を進展させることが WTO の大半の加盟国にとって重要であることを認識し



ており、農業交渉における主要3本柱—輸出競争、国内支持、市場アクセスの全てにバランスのとれた合意をはかるため、全加盟国が必要な柔軟性を示すよう期待したい。我々はこの点に関して、欧州連合が、他の加盟国から完全な同調が得られ、また他の主要課題に受け入れ可能な成果が得られることを条件に、輸出補助金に関して更なる行動をとる用意があること、また同連合が、綿花について建設的な解決策を見出そうとの意思があることを歓迎する。また、我々は、日本が、G10の一員として、農業交渉の「枠組み」がドーハ宣言に規定された結果の達成を確保するためには必要なステップであることを認め、その関心やセンシティブティが配慮されるならば、様々な関税削減方式を議論する用意があったことを歓迎し、また、我々は加盟国間の農業の多様性に対応するためには、一貫性、柔軟性及びバランスが必要であることを認識する。

6. 我々は、シンガポール・イシューに関して、WTO加盟国間に、貿易円滑化の多国間交渉開始について合意ができつつあることを認識している。重要なことは、2004年7月までに、これらの交渉のモダリティに関する必要な決定が行われるのを確実にすることである。他の3つのイシュー、政府調達、透明性、投資、競争に関しては、これら3分野の枠組合意が全WTO加盟国に与える便益可能性に鑑み、これらをWTOの枠内におくことの重要性を強調する。また、我々はアンチダンピング及び補助金や地域貿易協定に関する規律の明確化と強化を期待する。

7. 更なる進展を図る必要があるもう一つの重要分野は、貿易と開発である。DDAが打ち出されて以来、一定の成果があげられてはいるが、さらなる行動をとることが緊要である。我々は多国間における貿易と投資の自由化が開発に真の利益をもたらすことは認識しているが、交渉において、さらには最終的なDDA合意において、最貧国、最弱国に対する配慮がなされることを再度強調して希望する。また、欧州連合と日本は、途上国がWTOの意思決定プロセスに意義ある参加ができるよう、その技術上および行政上の能力の構築を支援する努力を継続するべきである。

8. 我々は、欧州連合と日本に対して、交渉に積極的に動き、2004年7月までに枠組合意に達するべく、数倍の努力を行うよう強く勧奨するものである。このためには、欧州連合と日本は、全DDA課題に関して密接な二国間協議を維持し、多国間貿易問題を前進させる解決策を求めてそれぞれの立場を調整させるため、あらゆる機会を活用すべきである。

### パート III: ワーキングパーティ(WP)からの提言のキーポイント

本項には、日・EU双方のラウンドテーブル・ワーキングパーティから提出された提言項目を記載する。

貿易・投資分野、ICT(情報化社会)、および生命科学とバイオテクノロジーのワーキングパーティからの提言詳細については添付別紙を参照のされたい。

WP1 貿易・投資

WP2 会計・税制

WP3 情報通信技術(ICT)

WP5 ライフサイエンスおよびバイオテクノロジー

WP6 持続可能な発展